

析においては、「失業率の前年との差」の変数を含めることにより、年代特有の経済状況をコントロールすることを試みているが、この変数のみでそのコホートが面する経済状況をすべて把握しているとはいえない、コホートによる効果が年による効果を含んでいる可能性は大きい。』と触れている。

3) もっとも、表3の推定結果では「配偶者有り」のダミー変数が何れもプラスで有意であり、婚姻者が未婚者よりも加入確率が低いという不思議な結果となっている。

参考文献

- 阿部 彩(2001)「国民年金の保険料免除制度改正：未加入、未納率と逆進性への影響」『日本経済研究』No. 43, 134-154。
 岩本康志・大竹文雄・小塙隆士(2002)「座談会：年金研究の現在」『季刊社会保障研究』Vol. 37, No. 4, 316-349。
 鈴木 宣・周 燕飛(2001)「国民年金未加入者の経済分析」『日本経済研究』No. 42, 2001.3, 44-60。

(すずき・わたる 大阪大学助教授)

阿部論文へのコメント II

清水 時彦

はじめに

平成14年度の国民年金の納付率は62.8%と過去最低を記録した。「未納・未加入」は、現行制度の根幹に拘わる問題として、徹底した対策によりその解消が求められている状況にあり、効果的な施策を立案するための分析手法の確立が急がれている。このような中にあって、本論文は、国民年金の加入・非加入の規定要因を統計的に分析した大変意欲的かつ政策的なインプリケーションにも富んだ意義あるものといえる。

加入資格の制度的取扱いと未納

国民年金の資格の適用に関する制度的な事項を以下に簡単に整理しよう。まず、平成3年度から、それまで任意加入であった学生が強制加入とされたが、当時は、法的には強制加入であっても、実際の適用は本人の自発的な届出に基づいて行われていたため、顕著な効果はなかった。社会保険庁としての本格的な未加入者対策は、平成7年度から段階的に行われた適用促進策の実施である。具体的には、平成7年度から、新たな20歳到達者に対して、年金手帳の送付による職権適用を実施するとともに、それまでの未加入者に対しては、国保加入者を中心に3年間で計画的に職権適用を実施した。この結果、国民年金第1号未加入者は、平成7年の158万人から平成13年には63万人まで減少するに至り、現在では未加入者問題は概ね

解消の方向に向かっている。なお、社会保険庁が実施している「公的年金加入状況等調査」における「未加入者」は、公的年金に未だ加入したことのない者であり、例えば厚生年金の被保険者資格を喪失して、第1号被保険者の資格取得届出が一時的に遅れているような「非加入者」とは区別されている。これに対し、本論文においては、後者の非加入者も含め、公的年金に加入していない状態の者を全て「未加入者」と定義している。また、論文中にもあるように、「未加入」の判定は本人の回答に基づくため、未加入と未納が渾然一体となっている可能性があることにも留意が必要であろう。

さて、このように職権適用された被保険者は、そもそも自発的には加入しなかった者であり、被保険者資格を得ても保険料納付まではなかなか至らない。このため、未加入者の強制的な解消は、一方で未納者の増大、保険料納付率の低下を招くこととなった。すなわち、未加入者への職権適用が的確に実施されている現状では、未加入のみにターゲットを絞った分析よりは、未納を中心においた分析が重要になってきているものといえる。

しかし、このことは本論文の価値を下げるものでは決してない。本論文の分析対象データには、職権適用が始まった平成7年度以降に20歳になるコホートは含まれておらず、それ以前の公的年金への加入は、自発的な加入を意味し、それは

保険料納付を前提としたものと考えられるからである。もちろん、既存の未加入者の職権適用により、サンプルにバイアスが生じている可能性はあるが、本論文のアプローチは、自発的な加入・非加入の選択を分析しているという点で、未納の分析にも適用し得る汎用性を有しているものといえる。

本論文の特長

以下では、本論文の特長として3つの点をあげたい。第一は、年金の加入状況のような大規模なデータを長期に渡ってパネルデータとして蓄積することが非常に困難であるなかで、ある時点の調査対象者について、本人の過去の記憶に基づいて擬似的なパネルデータを構成したことである。論文にもあるように、記憶の限界等からくる制約はあらうものの、このようなデータ収集は、それ自体方法論的な研究が進められる価値がある。この点からは、本論文の調査が、ある一時点に生存している者を調査対象者としていることから、通常のコーホート調査と比べると、調査日以前に死亡した者がデータから除かれている点に留意が必要であろう。仮に年金の加入・非加入の決定において、「予想死亡年齢要因」による逆選択が生じているとすれば、古いコーホートほど長生きの集団のサンプルが多く含まれ、セレクション・バイアスが生じている可能性がある。本論文における調査対象者は年齢が比較的若いため、死亡の影響は少ないとも推測できるが、技術的な課題ではあるう。

第二は、非加入期間の分析に生存解析を適用している点である。非加入期間更には未納期間の分析方法としては、マルチ・ステージの古典的な生命表分析が考えられる。これは、被保険者の状態を第1号、第2号、第3号に区分し、例えば、第1号被保険者が次の期に就業等により第2号となる確率など、各状態間の推移確率を推定し、その推移行列を用いて、トータルの納付状況をシミュレートするものである。確かにこの方法は、現状の未納・非加入の状況が将来の年金水準等に与える影響などについて、かなり的確な見通しを与える

てくれるであろう。これに対して、本論文で採用されているハザード・モデルによるアプローチは、加入・非加入を規定する個々の要因が加入確率に及ぼす影響を、直接定量的に推計するものであり、加入・非加入要因の特定及び政策へのインプリケーションという観点から極めて有効な手法である。

なお、本論文では、ハザード・モデルの適用に当たり、第1号被保険者が就職や結婚等により第2号被保険者や第3号被保険者に転じる場合については、年金への加入・非加入の選択の余地がないため、その時点でCensoredとして扱っている。従って、本論文の分析は、あくまでも被保険者が任意に加入・非加入を選択できる環境下で、どのような要因が加入行動を規定するのか、という点に置かれている。これは問題を特定化している点で一つの整理の仕方ではあろうが、現在、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大などが年金改正の論点として挙げられているよう、政策的、制度論的に有効な分析との観点からは、就職や結婚に伴う年金加入種別の変更を明示的にモデルに組み込むことも有意義ではないかと考えられる。

第三は、ハザード・モデルの適用にあたって、非加入率に対する世代の要因を、卒業時の経済状況等といった非加入に影響を与えるような年代効果と区別するため、失業率の対前年差を変数に含めている点である。本論文において、失業率の変化と非加入率との間の因果関係は確認されていないが、政策的観点からは、世代効果と年代効果の峻別は極めて重要な意味を持つ。経済変数に加えて、国民年金の保険料水準や支給開始年齢の変更などの制度改正による影響を変数として取り入れることが考えられよう。

おわりに——未納の分析に向けて

本論文の手法を未納の分析に拡張して適用する場合、保険料の納付・未納が月単位のイベントである点について工夫が必要となる。社会保険庁では、保険料未納者を、過去2年間一度も保険料を納めていない者としているが、この定義に従って、被保険者が「未納者」になることが「イベント」に相当するものとしてハザード・モデルを適用す

ることが考えられる。更に、未納をいかに納付に結びつけるかという未納対策に特化した分析を行う場合には、「完納者」と「未納者」の中間的な状態として「一部納付者」を設定し、被保険者の納付行動の変化を、①「完納者」—「一部納付者」間の推移、②「一部納付者」—「未納者」間の推移、の二つのステージに区分して分析することも有益と考えられる。

最後になるが、筆者は、マスコミ等で喧伝されているような「年金制度への不信、不安」が、未納・未加入問題の根底に横たわって影響を及ぼしているものなのかどうか、そうだとすれば、その規定要因は何か、これを理論的に分析することが極めて重要と考えている。国民年金には、実態として自主納付でありながらも、極めて高い納付率を維持してきた歴史がある。賦課方式の下では、自分も含めて制度への参加者(=被保険者)の多くが納付を選択すれば、給付はより確実となり、

一方いくら自分がきちんと納付したとしても、他の参加者の多くが未納を選択すれば、給付は困難になる。この点を踏まえると、一つのアイデアとして、国民年金の納付行動を、保険料納付を「協力」、保険料未納を「非協力」とし、参加者全てが「協力」を選択する場合に利得が最も高くなるようなゲームと捉え、納付率の低下を「協力的な均衡から非協力的な均衡に移行する過程」として比較制度分析の観点から分析することが考えられよう。

以上、本論文のテーマである国民年金の未加入、更には未納について、行政担当者として、思いつくままに少々大雑把な感想を述べさせて頂いたが、いずれにしろ、この分野での研究が活発化することを強く望むものであり、その成果として、様々な政策的な提言が行われることに期待したい。

(しみず・ときひこ 社会保険庁運営部企画課
数理調査室長補佐)